平成２２年（フ）第２５号
京都府舞鶴市字下安久641番地
債務者　川口　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第６号
和歌山県日高郡日高川町小熊6036－１　セジュール林105号室、住民票上の住所和歌山県御坊市藤田町吉田1908番地
債務者　東岸　正子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第１号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目53番13号　川路ビル
債務者　下栗　美恵
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
新潟市西区西小針台１丁目３番26号、前住所新潟市西区新中浜６丁目４番地21
債務者　荒川恵美子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜1684番地４
債務者　宮下　茂樹
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２３１号
京都市伏見区向島二ノ丸町26番地
債務者　市川こと　市川　　勉
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
京都市伏見区深草綿森町30番地４
債務者　山本　節子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
京都市中京区西ノ京右馬寮町14番地50
債務者　平良　幸枝
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
京都市西京区大枝沓掛町９番地３　藤和ライブタウン洛西207号
債務者　若林三重子（旧姓田淵）
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
京都市西京区大枝沓掛町９番地139　メゾン・ド・リッツ605号
債務者　日下公仁枝
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
兵庫県小野市田園町859番地の１　県住１号棟308号
債務者　長谷川美也子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第６２号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番４―701号
債務者　吉田　篤司
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第７１号
北海道苫小牧市若草町５丁目６番26―407号
債務者　星　佳代子（旧姓田渕）
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５０９号
大阪府枚方市東山２丁目41番地の１　206
債務者　髙橋　知子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２７５号
大阪市此花区春日出北３丁目11番14号　Ｙプラザ306号室
債務者　狩生　勇一
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３３２号
大阪市旭区太子橋２丁目９番32号　本西文化201号
債務者　土橋　忠重
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４３６号
大阪府吹田市泉町４丁目８番４号
債務者　延原　圭亮
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部